## (表)

	用途		
	提供地	核兵器等 の開発等	その他の 軍事用途
利用される場合	輸出令別表 第3に掲げ る地域	失効	報告
利用される おそれがあ る場合	輸出令別表 第3に掲げ る地域	失効 (注 2 )	
利用される 疑いがある 場合	輸出令別表 第3に掲げ る地域	届出	報告

(注1) 表中、「失効」は、当該取引について包括許可 が失効するもの。

> また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業 大臣に届け出ることが必要なもの。

> 「報告」は、当該取引を行った後に当該取引の 内容について経済産業大臣に報告を行うことが必 要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために利用されるおそれが あるものとして経済産業大臣から通知を受けたと きに限り、失効する。

- (6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された 日から14日間、一般包括役務取引許可を用いて、当該 取引を行わないこと(ただし、経済産業省から当該 取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除 く。)。
- (7) 前々項の報告は、一般包括役務取引許可を用いて 行った役務取引について、取引を行った月ごとに、当 該月の末締めの取引実績を翌月末日まで報告するも のとする。

- に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、 製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するも のを除く。)。
- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれ かであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する 産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品(暗視機能を有するものを除く。)
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品
- 2) 「利用される場合」とは、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において記載され若しくは記録されている場合や、取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。
- 3) 「利用されるおそれがある場合」とは、上記2)以外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。
- 4) 「利用される疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に利用される疑いのある場合を指す。
- 5) 届出は、様式第13によるものとする。
- 6) 報告は様式第17により行うものとする。
- 1) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に亘る場合は 最初の提供日を基準にまとめて報告するものとする。
- 2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない 技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載 するものとする。